

令和2年6月3日策定（6月15日適用）
令和2年6月25日改訂（7月1日適用）
令和2年8月21日改訂（8月25日適用）
令和2年10月2日改訂（10月15日適用）
令和3年1月8日改訂（1月9日適用）
令和3年2月9日改訂（2月10日適用）
令和3年3月19日改訂（3月22日適用）
令和3年4月9日改訂（4月12日適用）
令和3年5月31日改訂（6月1日適用）
令和3年9月29日改訂（10月1日適用）
令和3年10月22日改訂（10月25日適用）
令和4年1月20日改訂（1月21日適用）
令和4年3月18日改訂（3月22日適用）
令和4年4月22日改訂（4月25日適用）
令和5年1月6日改訂（1月10日適用）
令和5年1月30日改訂（1月30日適用）

「新しい生活様式」における区民利用施設の利用者ガイドライン （区民センター・地区会館・区民集会所版）

本ガイドラインは、国及び東京都の動向や、区の感染防止対策及び感染状況等を踏まえ、「新しい生活様式」における区民会館の利用に当たって、利用者が遵守すべき事項について定めるものです。なお、本ガイドラインは新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、適宜変更するものとします。

1 基本的事項

区民利用施設の利用者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、密閉（換気の悪い密閉空間）・密集（多数が集まる密集場所）・密接（間近で会話や発声をする密接場面）といういわゆる3つの「密」を避け、手洗い・手指消毒・マスクの着用など、「新しい生活様式」における感染防止策を遵守して施設を利用するものとします。

2 利用者が遵守すべき感染防止策

（1）人と人との間隔を空けた利用

収容定員が設定されていない施設については、人と人が触れ合わない程度の距離を確保してください。

（2）飲食を伴う利用

飲食を伴う利用については、感染防止対策を行ったうえで継続します。

（3）体調不良者等の利用禁止

以下に該当する場合は利用を控えてください。

体調が良くない場合（発熱や咳、咽頭痛、頭痛などの症状がある場合）

新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合は、利用を控えてください。

（４）手洗い・手指消毒・マスクの着用

入館の際は手洗いや手指消毒を行い、適切にマスクを着用してください。

* コーラスや演劇の練習、カラオケ、スポーツや武道を行う方は、身体への負担に配慮して、マスクの着脱を判断し利用してください。

（５）十分な換気の確保

３０分に１回以上、数分間程度、二方向の窓を全開し、窓が一つしかない場合はドアを開けて換気を行ってください。

* 換気機能を持つ冷暖房設備や、機械換気設備が設置されている場合には、そちらを利用して換気してください。

（６）高頻度に接触する部位の消毒

利用後の清掃等の際は、テーブルや椅子の背もたれ、ドアノブ、電気スイッチ、貸出物品の消毒作業を行ってください。